

# 『社会安全学研究』の発刊に関する規程

2010年11月20日

2017年6月7日改正

2019年12月11日改正

関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科

## 第1条（目的、名称及び発行）

本学 社会安全学部及び大学院社会安全研究科（以下「本学部・研究科」という。）は、社会安全学に関する研究成果の発表、及び研究活動の報告を目的として『社会安全学研究 Journal of Societal Safety Sciences』（以下「本誌」という。）を発刊する。

## 第2条（発行）

本誌は原則として毎年1回3月に発行する。発行者は関西大学社会安全学部社会安全研究センターとし、編集委員会委員名、及び査読者名をまとめて奥付に記載する。

## 第3条（構成）

1. 本誌は、以下の三部により構成する。

### (1) 論文

論文には以下の4つを含める

「原著論文」学術的新規性のある著者オリジナルの学術論文。編集委員会が指定した2名の査読委員による審査を通過したもの。

「速報論文」①速報性が求められ、かつ②今後の学術的な発展に有益であることが認められる論文。編集委員一名による査読を通過したもの。

「招待論文」編集委員会からの依頼に基づき執筆された論文。査読は行わない。

「研究ノート」原著論文ほどの学術的新規性はないが、資料的に意味のある研究成果をまとめたもの。査読は行わない。

### (2) 研究業績

当該年度における著書、論文、学会・研究会報告（学術的な報告に限る）、社会的活動などの記録を掲載する。

### (3) 修士論文題名一覧、および博士学位論文の要旨及び審査結果の概要

本学大学院社会安全研究科から修士号又は博士号を授与された論文について、修士論文はその題名一覧を、また博士論文は要旨及び審査結果概要を掲載する。

2. 編集委員会は、本誌の執筆要領および募集要項を別途定める。

## 第4条（投稿資格）

投稿原稿の種類ごとに、投稿資格を以下のとおり設ける。

### (1) 原著論文・速報論文

特に投稿資格を求めない。

### (2) 招待論文

編集委員会が招待した者。

(3) 研究ノート

- ① 本学部・研究科に在籍する専任教員及び社会安全研究センター研究員。
- ② 本学大学院社会安全研究科 博士課程前期課程又は後期課程に在籍する大学院生。
- ③ ①の者が執筆者に含まれている場合、本学部・研究科外の研究者との共著、または共同執筆論文の掲載を認める。
- ④ その他、編集委員会が投稿を依頼した者。

(4) 研究業績

- ① 本学部・研究科の専任教員は原則として全員掲載する。
- ② その他、編集委員会が投稿を認めた者。

(5) 博士学位論文の要旨及び審査結果の概要、修士論文題名一覧

本学大学院社会安全研究科より修士号、または博士号を付与された者。

### 第5条（掲載手続）

編集委員会は論文を随時受付ける。受付けた論文は査読が完了し、編集委員会の審議を経て掲載が承認されたものについては、受付日と掲載決定日を明記の上、本学部・研究科のWEBサイトに掲載する。本誌は、前掲の手続きを経た論文を掲載する。なお研究ノートは査読を行わず、編集委員の掲載審査を行う。

### 第6条（著作権）

著作権（財産権）は関西大学社会安全研究センターに帰属する。ただし、執筆者が自らの著作物を使用する場合、本センターの利益を損なわない範囲において、これを許諾する。

### 第7条（編集委員会）

本誌を編集するため、編集委員会を設置する。

- (1) 編集委員は本学部・研究科の専任教員の中から候補者を選定し、本学部・研究科の教授会が承認する。編集委員会委員長は編集委員の互選により決定する。
- (2) 編集委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- (3) 編集委員の任期は2年とする。

### 第8条（編集委員会の業務及び審議事項）

1. 編集委員会は、募集要項及び執筆要領を公開し、研究成果の投稿を募集する。
2. 編集委員会は、以下の事項を審議し決議する。ただし重要な議案は、本学部・研究科の教授会に付議し決議する。
  - (1) 本誌編集・発刊に関する諸規程及び募集要綱、その他ルール
  - (2) 査読を要する論文については査読者の選定
  - (3) 掲載論文の選定
  - (4) 投稿原稿及び査読結果報告書の管理、並びに学外からの査読結果報告書等の開示その他の求めについての審査
  - (5) その他、本誌の編集および発刊に必要な事項

### 第9条（附則）

1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
2. 本規程は、2010年11月24日より発効する。